

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用並びに中間指針第五次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金47万3016円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月9日

(仲介委員 九石 拓也)

令和〇年（東）第〇号

別紙

損害項目	内 訳	期 間	金 額	備 考
平成 23 年分				
避難費用	移動費用	H23. 10	7, 200	
	転居費用	H23. 10. 29	82, 900	
	駐車場代	H23. 11～H23. 12	20, 000	
生活費増加費用	家財道具購入費	H23. 11. 2～H23. 12. 3	49, 504	
	通勤費増加	H23. 11～H23. 12	52, 800	
精神的損害	指針準拠	H23. 3～H23. 12	120, 000	
既払金			160, 000	
平成 23 年分計			172, 404	
平成 24 年以降分				
避難費用	駐車場代	H24. 1～H24. 3	30, 000	
生活費増加費用	通勤費増加	H24. 1～H24. 3	79, 200	
帰還費用	退去時クリーニング費用	R3. 5. 10	65, 962	
	引越費用	R3. 4. 12	118, 250	
	移動費用	R3. 4. 29	7, 200	
平成 24 年以降分計			300, 612	
総合計			473, 016	